

「本籍地の記載廃止」及び「受講申込書等の様式改定」について

平素は、当会の講習事業等につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が平成29年3月10日付けで公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

従来、技能講習等の受講及び修了証の再交付等の手続きにあたり、本籍地の確認が義務付けられていましたが、今回の改正により4月1日以降の手続きにおいては本籍地の確認が不要となり、修了証等の記載事項から本籍地の欄を削除させていただきます。

これに伴い、関係様式の改定をはじめ下記のとおり手続き方法を変更させていただきますので、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1.本籍地の確認が不要となる種別及び当会実施講習等

- ・技能講習【ガス溶接(兵労基安登録第59号 有効期限平成31年3月30日)】
- ・特別教育【動力プレス機械作業・アーク溶接等】

2.様式の改訂を行う書類等

- ・上記「1」に係る受講申込書

※現在お持ちの申込書はお使いになれますが、4月1日から最新版をHPに掲載します

3.修了証の再交付手続き

- ・最新の「修了証再交付等申込書」でお申込ください。

(平成29年4月1日発行と記載したもの)

- ・書き換え手続きは「氏名の変更」を行った場合のみ必要となります。

※過去の本籍地が記載された修了証をお持ちの場合でも、「本籍地の変更」による書き換え手続きを行う必要はありません。

4.実施時期

平成29年4月1日

5.その他

ガス溶接技能講習につきましては、兵庫労働局の指導にて受講日当日に運転免許証等公的な身分証明書をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。

以上